

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成22年9月2日(2010.9.2)

【公表番号】特表2009-544865(P2009-544865A)

【公表日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【年通号数】公開・登録公報2009-050

【出願番号】特願2009-521767(P2009-521767)

【国際特許分類】

D 2 1 H 17/63 (2006.01)

D 2 1 H 19/10 (2006.01)

D 2 1 H 13/40 (2006.01)

D 2 1 H 13/50 (2006.01)

D 2 1 H 17/67 (2006.01)

C 0 4 B 41/49 (2006.01)

C 0 4 B 41/50 (2006.01)

【F I】

D 2 1 H 17/63

D 2 1 H 19/10 Z

D 2 1 H 13/40

D 2 1 H 13/50

D 2 1 H 17/67

C 0 4 B 41/49

C 0 4 B 41/50

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月14日(2010.7.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

含浸用材料が含浸された隙間を伴う自立形無機材料を含む含浸済み無機材料であって、前記含浸済み自立形無機材料／含浸用材料が、1000未満で硬化／製造された時点で、300を上回る耐用温度を有することを特徴とする、含浸済み無機材料。

【請求項2】

前記含浸用材料がシリセスキオキサンであることを特徴とする請求項1に記載の含浸済み無機材料。

【請求項3】

前記含浸用材料が、1.6～3.5というSiO₂/X₂O重量比(ここでXはアルカリである)を有するアルカリケイ酸塩ガラスであることを特徴とする請求項1に記載の含浸済み無機材料。

【請求項4】

含浸済み無機材料の製造方法であって、

自立形無機材料を提供するステップと、

含浸用材料を提供するステップと、

前記含浸用材料を前記自立形無機材料内部の複数の細孔に含浸させるステップと、

前記含浸済み自立形無機材料を硬化させて前記含浸済み無機材料を形成させるステップ

と

を含み、含浸および硬化ステップ中の最高温度が1000未満であり、硬化された含浸済み無機材料が300超の耐用温度を有することを特徴とする製造方法。

【請求項5】

前記自立形無機材料が、
雲母紙、
黒鉛紙、
カーボンナノチューブ紙、および
ガラス纖維紙
の中から選択されることを特徴とする請求項4に記載の方法。